

「学力向上」アクションプラン～洛西方式～

平成16年に発表されたTIMSSやPISAなどの国際調査、平成17年4月に発表された教育課程実施状況調査の結果などによると、日本の中学生は知識・理解・技能の面では国際的にトップレベルを維持しているものの、意欲・関心などの情意面や学習習慣が定着していないなど家庭学習面には大きな課題があると指摘されている。

また、近年、学力低下が叫ばれ、学力水準の低下ばかりか、学力格差の問題についても、家庭の経済力や保護者の文化的階層の問題とリンクさせて、学力の二極化問題としてクローズアップされている。

そこで、本校では、「学力水準の向上と学力格差の解消を実現するための、4つの柱」を掲げ、「学習意欲の向上」と「学習習慣の定着」を目指し、学校教育のあり方を抜本的に見直し、さらに家庭学習とのリンク（相互作用）のあり方についても再確認し、「確かな学力育成」の実践研究をすすめる。

～ 学力水準の向上と学力格差の解消を実現する5つの柱～

- 1、授業時数確保の取組
(量的な学力向上プラン)
- 2、「わかる授業」をつくる、授業改善の取組
(質的な学力向上プラン)
- 3、家庭学習習慣化のための宿題の取組
(家庭との連携による学力向上プラン)
- 4、異校種連携による取組
(小学校・高校との連携による学力向上プラン)
- 5、土曜スクールの取組
(地域との連携による学力向上プラン)

1 , 授業時数確保の取組（量的な学力向上プラン）

(1) ねらい

学校教育法施行規則別表第2（54条関係）に則り，授業時数の確保

- ・各学年の年間総授業時数980時間を10%超確保
- ・各学年の各教科等における年間授業時数の確保
- ・授業の1単位時間の運用

各教科等の授業の1単位時間については，「各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ，生徒の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して，各学校において定めることとした」とある。

学習指導要領の一部改正等について（通知）に則る。

3,(1) 教育課程を適切に実施するために必要な指導時間の確保、アに，「各学校においては，学年や学期，月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の把握を行うなど，教育課程の実施状況等について自ら点検及び評価を行い，教育課程を適切に実施するために必要な指導時間を確保するよう努める必要がある」とある。

また，イには，「指導内容の確実な定着を図るために必要がある場合には，指導方法・指導体制の工夫改善を図りながら，学校教育法施行規則に定める各教科等の年間授業時数の標準を上回る適切な指導時間を確保するよう配慮すること」とある。

マスタリー・ラーニング理論に即して，補充的な学習，発展的な学習で，個に応じた指導を行うための必要な時間を確保する。

上記の規則・指導要領の一部改正等を踏まえ，必要な指導時間を確保するため，教育課程の抜本的な見直しを図る。

(2) 具体の方策

年間授業日数205日の採用

年間総授業時数1,100時間超の取組

週時数31コマ，7校時目授業の設定（毎水曜），45分授業

朝学習時間の確保（毎日10分）

8時25分登校，8時30分～40分朝学習，8時45分まで朝学活選択教科の抜本的見直し

生徒の個人選択をなくし，学校選択を導入する。ただし、教科内において、補充的な学習・発展的な学習を生徒に選択させる、いわゆる教科内個人選択を採用する。

総合的な学習の時間の見直し

各学年とも年間70時間とし、まとめ取り方式（年間35時間）と週時程固定方式（年間35時間）の併用

2、「わかる授業」をつくる、授業改善の取組（質的な学力向上プラン）

（1）ねらい

教員の授業力向上を図る。

基礎基本の定着を重視するあまり、意欲・関心と関連しない知識・理解・技能を要求する授業展開は行わない。

逆に、意欲・関心に重心を置きすぎ、基礎基本の定着を省みない授業展開も行わない。

これらどちらの立場も見直し、「基礎基本の定着」と「意欲・関心の喚起」の両全を獲得する授業展開を目指す。

マスタリー・ラーニング理論に即して、単元終了後に形成的テストを実施する。そして十分理解が得られてない生徒には補充的な学習を、理解の進んでいる生徒には発展的な学習で、個に応じた指導を徹底する。

（2）具体的考え方

本校生徒の学力実態把握

「教えて考えさせる授業」を基調にする。

学習内容と日常生活との関連性重視の授業を展開する。

放課後や長期休業中を利用して、補充学習や発展学習に取り組む。

家庭教育との連携を図るため、宿題を積極的に出す。

（3）具体の方策

本校生徒の学力実態を把握・分析し、課題を明確にする。

「京都市学力定着調査」（京都市分と本校分）の分析により、本校生徒の学力実態を把握する。

校内公開研究授業の実施回数を増やす。

少なくとも年間一人一回は公開研究授業を行う。

保護者自由参観の実施回数を増やす。

単元の目標分析研究から及び評価研究から、授業改善を行うために、校内自主研修会の定期的開催

朝学習、朝読書の充実

「学生ボランティア」学校サポート事業を活用し、生徒の基礎・基本の確実な定着を図る。

3. 家庭学習習慣化のための宿題の取組(家庭との連携による学力向上プラン)

(1) ねらい

文部科学省は「学びのすすめ」の中で、わが国の教育課題の一つとして「学びへの意欲や学ぶ習慣」を確立させる必要をあげ、「宿題や課題を適切に与えることなどにより、家庭における学びの充実を図り、学校と家庭が協力して、児童生徒に学ぶ習慣をしっかりと身に付けること」が重要であると述べている。

いうまでもなく、家庭教育のあり方は子どもの「学びの基礎力」の育ちに大きく影響を与える。そこで、「確かな学力」を育成するためには、学校での授業改善に加えて、自主的・自発的に学習するよりよい学習習慣を身に付けさせるために、内発的な動機づけを促すような宿題の出し方を考える必要がある。

(2) 具体の方策

生徒へのアンケートの継続的な実施(別紙参照)

家庭での基本的生活習慣の確立

家庭での生活習慣を見直し、就寝・起床時間、朝食の摂取、学習時間の確保、テレビ・パソコン等の時間制限など、家庭への啓発活動をすすめる。

生徒の習熟の程度に応じて、次のような内容の宿題を出す必要がある。

学習内容の理解を深めたり、技能の定着を図ったりするための宿題
(ドリル的な宿題)

学習内容をもとに、さらに教科の見方や考え方を拡げたり深めたりするための宿題(思考力を高める宿題)

読書習慣を確立させるため、生徒の読書量や図書館利用の実態把握

4. 異校種連携による取組（小中連携・中高連携による学力向上プラン）

（1）小中連携

目的

～ 小中連携により義務教育 9 力年における学力低下問題の克服

数学など積み上げが必要な教科で、小学校段階でつまずいている中学生も結構多いと予測できる。それなら、学力向上のためには「どこでつまずいたのか」を調査し、その克服に向けて小中連携を図る必要がある。

そこで、小中連携による小学校への出前授業や、また小学校の先生が中学校への出前授業など、相互交流授業を行う必要がある。

また、総合的な学習の時間や人権学習など、系統的に学習を進める必要のある時間や領域について、連携を深める必要性が高まっている。

取組内容

「総合的な学習の時間」における内容系列表の作成

本校教員の出前授業の実施

小学校へ出向き、授業を行う。（数学・英語）

人権学習

育成学級・特別支援教育

児童会・生徒会

部活動（10～12月中に、小中交流部活動日を設ける）

夏季小中交流研修会の開催（8月中下旬に予定）

（2）中高連携

目的

～ 中高連携を図ることによって、上級学校への興味・関心を高め、学習と進路選択に意欲を持たせる。

取組内容

出前授業

本校 3 年生の授業に高校の先生に来て頂き、授業をしていただく。

洛西・桂・堀川・西京・成章・明徳・西山・両洋など地元の各高校に依頼（11月頃、2校時分実施）

部活動交流（府立洛西高校、私立成章高校と交流部活動を進める）

5 , 土曜スクールの取組（地域との連携による学力向上プラン）

目的

- ~ 希望する中学生（小学生や地域の人たちを含む）を対象に，市民公開講座のような方式をとり，各種検定試験用の学習に取り組み，英語や数学，その他の教科，などの学力向上に資する。
- ~ 土曜日に学校施設を開放することにより，地域に開かれた学校づくりに資する。また，地域の人たちへの生涯学習の場を提供する。

取組内容

中学生や小学生が，地域の人たちと机を並べて学習する場を設定
小中学生にとっては，英語検定や漢字検定，ジュニア京都検定など各種検定試験に挑戦する場とする。

地域の人たちにとっては，市民公開講座のような生涯学習の場として，同じく，各種検定試験に挑戦する場とする。

土曜日の活用により中学生が学習習慣の定着を図り，各種検定試験に挑戦できるように援助する。

「学生ボランティア」学校サポート事業の活用

「学校支援ボランティア」事業の活用

地域の人たちにも呼びかけ，講師になっていただける人を捜す。

月2回の土曜日、本校校舎の各教室等を活用する。

参考資料

文部科学省は、平成14年1月に新学習指導要領の実施に際して「学びのすすめ」と題する学力向上のための施策を発表した。そこでは、「確かな学力」の向上のために、指導に当たっての重点等を明らかにした5つの方策を次の通り示している。

1 きめ細かな指導で、基礎・基本や自ら学び自ら考える力を身に付ける

少人数授業・習熟度別指導など、個に応じたきめ細かな指導の実施を推進し、基礎・基本の確実な定着や自ら学び自ら考える力の育成を図る

2 発展的な学習で、一人一人の個性等に応じて子どもの力をより伸ばす

学習指導要領は最低基準であり、理解の進んでいる子どもは、発展的な学習で力をより伸ばす

3 学ぶことの楽しさを体験させ、学習意欲を高める

総合的な学習の時間などを通じ、子どもたちが学ぶ楽しさを実感できる学校づくりを進め、将来、子どもたちが新たな課題に創造的に取り組む力と意欲を身に付ける

4 学びの機会を充実し、学ぶ習慣を身に付ける

放課後の時間などを活用した補充的な学習や朝の読書などを推奨・支援するとともに、適切な宿題や課題などを家庭における学習の充実を図ることにより、子どもたちが学ぶ習慣を身に付ける

5 確かな学力の向上のための特色ある学校づくりを推進する

学力向上フロンティア事業などにより、確かな学力の向上のための特色ある学校づくりを推進し、その成果を適切に評価する

參考資料